

議案第 25 号

小城市重要文化財の指定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 1 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市文化財保護条例第 4 条に基づき、小城市重要文化財を新たに指定するため小城市文化財保護審議会に諮問したいので別紙のとおり提出する。

小文第 475 号
平成 29 年 1 月 26 日

小城市文化財保護審議会
会長 岩松要輔 様

小城市教育委員会

小城市重要文化財の指定について（諮問）

時下、貴職におかれましては益々ご健勝のことと存じます。また、日頃から本市の文化財保護につきましてはご指導とご鞭撻を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび下記の文化財につきまして小城市文化財保護条例第 4 条に基づき小城市重要文化財として指定したいと存じますので、別紙の項目について調査、審議して頂き、指定にふさわしいものかどうか答申をお願いいたします。

記

文化財名（所有者及び管理者）

社遺跡出土いろは歌墨書土器 1 点（小城市教育委員会）

(別紙)

- 1 文化財の種別
- 2 文化財の名称及び員数
- 3 文化財所在の場所
- 4 文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び員数
- 5 文化財の構造、型式、材質、大きさ、重さ、銘、その他の特徴
- 6 文化財製作の年代
- 7 文化財に関する由来、伝承等
- 8 その他参考となるべき事項
- 9 審議会の意見
- 10 添付書類 (1) 位置図、(2) 写真、(3) 実測図

いろは歌墨書土器について

1. 社遺跡について

小城市三日月町の最南部である社遺跡では、佐賀西部広域水道企業団による嘉瀬川浄水場建設に伴い平成7年度から9年度にかけて発掘調査を行った。

この調査では、社遺跡が古代から中世に盛期がある集落跡であることが確認された。検出された遺構は、掘立柱建物10棟、井戸61基、土坑44基、溝17条、不明遺構3基、小穴・柱穴多数で、土坑や井戸には飛鳥～奈良時代と思われるものがあることから集落の形成は遅くとも古代前期まで遡ると考えられる。確認された掘立柱建物はいずれも平安時代末～鎌倉時代の所産と考えられ、他の遺構も多くはこの段階のものである。

出土した古代から中世の遺物は、在地系土器の他に防長系・京都系緑釉陶器、東播系須恵器、知多（常滑）窯系、渥美窯系陶器、備前窯系陶器、中国産陶磁器や朝鮮半島産陶磁器がある。土器・陶磁器以外では、石鍋や石錘、土錘、曲物や下駄等さまざまな種類のものがある。

漁網錘と考えられる土錘が千点以上出土していることから水産資源を積極的に利用していたことや、豊前型土師器坏や東播系須恵器椀などの副次的搬入土器からは河川に臨む港湾としての機能がうかがわれる集落である。

2. 社遺跡出土のいろは歌墨書土器について

いろは歌墨書土器は、長軸3.5m、短軸2.0m、深さ0.7mの隅丸長方形の溜井の一種と考えられる土坑より、土師器坏・小皿、須恵器蓋・甕、瓦器椀・小皿、白磁椀・皿、滑石製品とともに出土した。

この土師器小皿は、残存口径8.6cm、高さ1.1cm、底径5.6cmを測り、平安時代後期（12世紀中頃）の所産と位置付けられる。外面には縦書きの平仮名で、右側より「にほへと」、「いろは」、「ちりぬる」と思われる4文字があり、その左側には「を」以下の2～3文字が続くが欠損のため判読できない。内面には墨書は確認されず、「いろは歌」の冒頭部分のみが外面に記されている。また、「と」のように回転していたり、「ちりぬる」が「ちれめろ」と読めることから、在地の荘官などが貴重な紙の代わりに土器を使って文字の手習いを行ったものとも考えられる。

3. いろは歌について

「いろは歌」は47文字を用いた七五調の歌で、10世紀末から11世紀中頃に成立したと考えられている。承暦3（1079）年に成立した『金光明最勝王経音義』に万葉仮名と片仮名で記されたものが現存する「いろは歌」で最も古い史料である。

4. 墨書いろは歌の類例

[土師器]

斎宮跡出土（三重県多気郡明和町） 11世紀末～12世紀前半 9文字

「ぬるをわか」、「つねなら」9文字

稲吉元次遺跡出土（福岡県小郡市） 12世紀中頃 6文字

「はにほへとち」 小舟に乗った人物、魚を捕った水鳥を描く

社遺跡出土（小城市三日月町） 12世紀中頃 12文字+α

「いろはにほへとちりぬるを □□□」

堀河院跡出土（京都市中京区堀河通） 12世紀末～13世紀初頭 全文

「いろはにほへとちりぬるを・・・あさきゆめみしゑひもせす」

[木簡]

志羅山遺跡（岩手県西磐井郡平泉町） 12世紀後半 7文字

「らむうゐの」、「おく」 平泉関連遺跡

寺前遺跡出土（新潟県三島郡出雲崎町） 12世紀後半 13文字

「ヨタレ」、「ウキノ」、「ケフコ」、「ユメミ」、「ス」

中屋サワ遺跡（石川県金沢市） 13世紀後半～14世紀 11文字

「いろはに□□」、「ちり□□□」

若江遺跡（大阪府東大阪市） 16世紀後半 15文字

「いろはにほへと□る」、「□り□丞」、「□と」

平安京左京内善町跡（京都府京都市） 17世紀前半 7文字

「いろはにほへと」

福井城跡（福井県福井市） 近世 12文字

「ちりぬるを」、「いろはにほへと」

福井城跡（福井県福井市） 近世 27文字

「□いろはにめほ□へと」、「□りぬる□わ□」、「□よたれ□つね」、「□らむ」

〔折敷転用〕

盤若台遺跡（秋田県山本郡三種町） 13世紀前半

「イロハ・・・イロハニホヘトチリヌルヲ」

5. 社遺跡出土いろは歌墨書土器の歴史的な価値

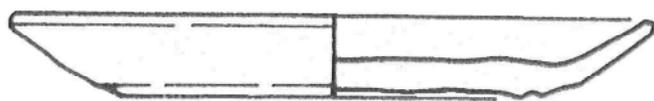
藤原文化と呼ばれる平安時代後半(10世紀～12世紀)は、唐の文化を日本的に同化させ、優美でやさしく美的感覚に特徴がある貴族文化が形成されていた。

荘園の発達によって貴族風の文化が地方に広まるなかで、有明海沿岸の社遺跡にも識字層が存在し、その文化を受容できる集落が形成されていたことを裏付ける資料である。また、社遺跡では平仮名墨書土器の出土数が少ないことから一概に手習いとは言えないが、有明海沿岸の平野部における平仮名の受容や普及過程を知る上で重要な資料である。

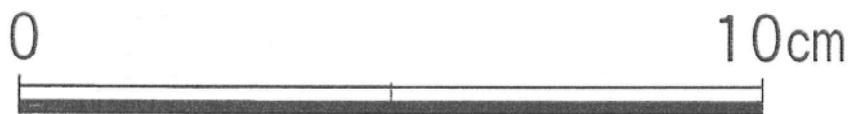
平安時代末期には事実上平家領であった大宰府領安富御領（安富荘）に含まれるこの遺跡は港湾・集荷地の可能性が高く、日宋貿易も行う有明海側の集落として中央文化を比較的早い時期に受容する場になっていたと考えられる。



社遺跡出土いろは歌墨書土器 写真



を ち いろ に
 □ れ^{りカ} ほ
 □ め^{ぬカ} ろ は へ
 □ ろ^{るカ} と
 とカ



社遺跡出土いろは歌墨書土器 実測図及び釈文